

①新制度_給付奨学生用お知らせ

(令和8年度前学期授業料免除について)

高等教育の修学支援新制度(JASSO給付奨学金と授業料免除がセットになった支援制度)を受けたことがある学部在籍学生で、令和8年度前学期も引き続き本学に在籍する方は本案内をご確認ください。

1. 本お知らせの対象者

- ・日本学生支援機構給付奨学生として既に採用されている者
(給付奨学金が支給停止中の者や多子世帯の学費免除のみ受けている者も含む)

2. 授業料免除に係るForms確認について

高等教育の修学支援新制度による授業料免除については、日本学生支援機構から大学に提供された支援区分のデータを基に免除額を判定します。既に給付奨学生として採用されている者が修学支援新制度による授業料免除を受けるにあたって、申請書類の提出等の手続きはありません。

しかし、免除に関しての注意事項や給付奨学生が4月以降に行っていた必要のある手続きなど、現時点でご一読いただきたい内容がございますので、**本案内を確認しましたら、以下のフォームに回答してください。**

【【R8前学期】修学支援新制度(給付奨学金)の支援対象者向け確認フォーム】

※奨学金支給停止中の方、多子世帯の学費免除のみを受けている方も回答してください。

【参考:令和7年度からの高等教育の修学支援新制度改正について】

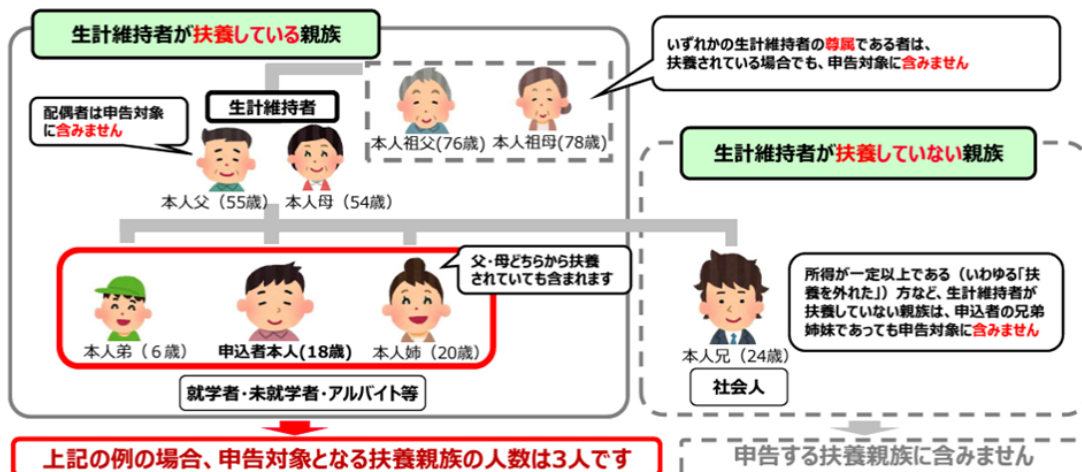
多子世帯への支援拡充

令和7年度から多子世帯(※)の学生に対して、授業料および入学料が所得制限なく国が定める一定の額まで無償化となります。

※多子世帯の要件 ←本要件は、令和8年度前学期授業料免除に適用されます

2024年12月31日時点で、生計維持者(原則、父母)に扶養されている「子ども」の人数が、学生本人を含め3人以上である世帯

〈扶養している「子ども」の人数のカウント例〉



3. 支援区分に基づく学費免除額について

◎多子世帯 非該当者			
支援区分 (1子・2子世帯)	学費免除額	給付奨学金(参考)	
		通学形態	支給額(月額)
I	全額免除	自宅通学	29,200円 (33,300円)
		自宅外通学	66,700円
II	2/3額免除	自宅通学	19,500円 (22,200円)
		自宅外通学	44,500円
III	1/3額免除	自宅通学	9,800円 (11,100円)
		自宅外通学	22,300円

◎多子世帯 該当者			
支援区分 (多子世帯)	学費免除額	給付奨学金(参考)	
		通学形態	支給額(月額)
I (多子世帯)	全額免除	自宅通学	29,200円 (33,300円)
		自宅外通学	66,700円
II (多子世帯)		自宅通学	19,500円 (22,200円)
		自宅外通学	44,500円
III (多子世帯)		自宅通学	9,800円 (11,100円)
		自宅外通学	22,300円
IV (多子世帯)		自宅通学	7,300円 (8,400円)
		自宅外通学	16,700円
多子世帯		給付奨学金 支給なし	

※生活保護世帯で自宅から通学する方及び児童養護施設等から通学する方は、給付奨学金の支給月額が()の金額となります。

◎学費免除及び給付奨学金の支援を受けられない者		
支援区分	学費免除額	給付奨学金(参考)
-(停止)	なし	なし
-	なし	なし

4. 授業料免除の結果通知について

授業料免除の結果については、令和8年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から通知します。

※免除対象者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

なお、以下の給付奨学生も免除対象者として取扱います。

- ・令和8年4月時点で、4月～9月の支援区分が未確定となっている者
- ・令和8年4月時点で、令和7年度の適格認定(学業基準)の判定が確定していない者

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※令和8年4月以降に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

5. 留意事項

■**給付奨学金の在籍報告は4月に実施されます。**教務情報ポータルシステムからの案内に基づき、期限までに対応を行ってください。

■**令和7年度の適格認定(学業基準)で「廃止」又は「停止」の判定を受けた場合は、令和8年度の授業料免除の対象とはなりません。**

6. 授業料徴収猶予申請について(該当者のみ)

支援区分が「一(停止)」,「一」に該当するため免除を受けられない給付奨学生は、前学期授業料の徴収猶予申請を行うことが可能です。

授業料徴収猶予には「延納」と「月額分納」があり、「延納」は支払期限を一定期間まで延長することができ、「月額分納」は半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。

家計基準および学力基準で判定されます。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。

申請希望者は【**③新制度対象外 学部生用しおり**】を確認してください。

7. 被災学生について(該当者のみ)

本学では、被災学生に対して大学独自の授業料免除制度を設けています。

○被災学生については、大学HPより確認してください。

[被災学生に対する授業料免除 | 茨城大学 \(ibaraki.ac.jp\)](https://ibaraki.ac.jp)



●支援区分が「一(停止)」,「一」となっている学生の内、被災学生に該当する場合は大学独自制度の授業料免除申請を行うことが可能です。

●支援区分が「Ⅲ」となっている学生の内、被災学生に該当する場合は「差額支援」の対象となるため大学独自制度の授業料免除申請を行うことが可能です。被災学生の差額支援対象者は、修学支援新制度による免除額との差額を大学独自制度より支援し、半額免除の対象となります。

(支援区分が「Ⅲ(多子)」の場合は学費が全額免除となるため、差額支援の対象とはなりません。)

被災学生は家計基準のみで判定されます。なお、修業年限超過者は選考の対象とはなりません。

申請希望者は【**③新制度対象外 学部生用しおり**】を確認してください。

8. 問い合わせ先

スチューデントライフサポート室 E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

- ※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。
- ※お問い合わせは必ず学生本人から学生番号のメールアドレスを用いて連絡してください。
- ※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。
- ※メールの対応は大学の営業日となります。
- ※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、大学からの回答まで時間が掛かる可能性があります。